

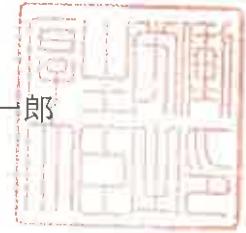
厚生労働省発開 1223 第 15 号

令和 7 年 12 月 23 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野賢一郎



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の  
意見を求める。

## 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

- 1 事業展開等リスクリソース支援コース助成金について、その雇用する被保険者に人事に関する計画及び人材育成に関する計画により今後従事することが予定されている職務に関連する知識又は技能を習得させるための職業訓練等を受けさせる事業主を助成対象に追加する。(雇用保険法施行規則附則第三十五条第二項関係)
- 2 その他所要の改正を行う。
- 3 この省令は、令和八年二月二日から施行する。(附則関係)